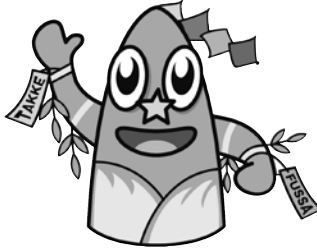


# 市税だより

平成31年2月1日 発行  
発行 福生市 ☎551-1610  
編集 市民部 課税課

福生市のホームページ  
<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>



市では、学校や社会福祉施設などの整備や運営、お年寄りや障害のある方などに対する各種支援、生活習慣病の予防やごみの処分などの保健衛生、道路や公園の整備など都市基盤整備等、市民の皆さんに快適で豊かな生活を送っていただくための様々な事業や施策を行っております。これらの「公共の仕事」を行うためには資金が必要となりますが、その資金を「税金」という形で市民の皆さんに負担をしていただいております。



福生市公式キャラクター  
たっけー☆☆

## 平成31年度(30年分)医療費控除について

平成30年中に本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある方は、医療費控除として申告することができる場合があります。

なお、医療費控除は、支払った医療費が還付されるものではなく、所得控除の申告で課税される所得金額が下がったことによって、既に納めた所得税が還付されたり、住民税が減額されたりするものです。したがって、所得税、住民税が非課税の方は医療費控除の申告をしても影響はありません。

### 【医療費控除の申告方法】

確定申告等をする際は、従来の医療費控除を申告する場合には「医療費控除の明細書」、セルフメディケーション税制の控除を申告する場合は「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要になりました。

領収書については、提出は不要となりますが、ご自身で5年間保管する必要があります。市または税務署から求められたときには、提示または提出しなければなりません。

各健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」により明細書の記入を省略できることがあります。ご不明な場合は、各保険者等にご確認ください。

※平成31年分までの申告は、従前どおり医療費の領収書の添付または提示によることも可能です。

「医療費控除の明細書」及び「セルフメディケーション税制の明細書」は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) からダウンロードできます。

### 【医療費控除の申告の注意事項】

- ①治療に要する費用であること
- ②平成30年中に支払ったものであること(領収日で判断)
- ③補填金(生命保険金・高額療養費・出産育児一時金等)は、支払った医療費から控除する必要があります  
※12月分の補填金は、見込みで精算してください。
- ④「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し添付する必要があります。  
※領収書の原本は5年間各自で保管する必要があります。

### セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除の特例)を受けることができます。

※特定一般用医薬品…医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)。

(注)セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、通常の医療費控除との選択適用となります。したがって、通常の医療費控除を併せて受けることはできません。また、いずれかの適用をした後、更正の請求や修正申告によりこの選択を変更することはできません。

### 医療費控除の対象となるもの・ならないもの(例示)

	対象となるもの	対象とならないもの
医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風邪等の治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用</li> <li>・人工透析の費用</li> <li>・レーシック手術の費用</li> <li>・医療用器具の購入や賃借のための費用</li> <li>・医師による治療の一環で装用する場合のメガネの購入代</li> <li>・不妊治療、人工授精、妊娠中絶、流産の費用</li> <li>・成長を阻害しないようにするための歯列矯正費用(一般的に20歳位まで)</li> <li>・成人用おむつ代(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要) ※対象となるのは、次の条件をいずれも満たす方です ①傷病により、おむね6ヶ月以上にわたり、寝たきりの状態にあると認められる方 ②当該傷病について、医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方</li> <li>・介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービスの対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書作成料</li> <li>・インフルエンザなどの予防接種費用</li> <li>・美容整形手術の費用</li> <li>・美容整形としての歯列矯正費用</li> <li>・健康増進のためのビタミン剤・健康ドリンク代</li> <li>・差額ベッド代</li> <li>・健康診断の費用 ※人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき、または特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用も医療費控除の対象となります。</li> <li>・眼鏡等の購入費用(医師による治療の一環で装用する場合は対象となります)</li> <li>・身体障害者の車イス</li> <li>・血圧計</li> <li>・ペットの治療代</li> </ul>
交通費	<p>認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※交通費が認められるのは原則本人のみです。</li> <li>・本人通院の電車・バス代</li> <li>・出産の入院時などの緊急性のある場合のタクシー代</li> </ul>	<p>認められないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー代(緊急性がある場合、他の交通手段がない場合は除く)</li> <li>・付添人、見舞いの家族の交通費</li> <li>・自家用車で通院する場合の燃料代や駐車料金</li> </ul>

※医療費控除について、詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。青梅税務署 電話 0428-22-3185



資源有効利用のため本紙は再生紙を使用しています。

【医療費控除額を求める計算式】

$$\left( \text{平成30年中に支払った医療費の総額} - \text{保険金などで補填された金額} \right) - \text{総所得の5\% (最大10万円)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

※②の総所得とは、それぞれの収入金額から必要経費を控除した額の合計額を言います。

【セルフメディケーション税制控除額を求める計算式】

$$\text{平成30年中に支払ったスイッチOTC医薬品の総額} - 12,000\text{円} = \text{セルフメディケーション税制控除額 (最高88,000円)}$$

給与及び年金の所得金額は次の表から求めることができます

給与収入

収入金額(円)	給与所得の金額(円)
0 ~ 650,999	0
651,000 ~ 1,618,999	収入金額 - 650,000
1,619,000 ~ 1,619,999	969,000
1,620,000 ~ 1,621,999	970,000
1,622,000 ~ 1,623,999	972,000
1,624,000 ~ 1,627,999	974,000
1,628,000 ~ 1,799,999	{収入金額 ÷ 4(千円未満端数切捨て)} × 2.4
1,800,000 ~ 3,599,999	{収入金額 ÷ 4(千円未満端数切捨て)} × 2.8 - 180,000
3,600,000 ~ 6,599,999	{収入金額 ÷ 4(千円未満端数切捨て)} × 3.2 - 540,000
6,600,000 ~ 9,999,999	収入金額 × 0.9 - 1,200,000
10,000,000 ~	収入金額 - 2,200,000

年金収入

■65歳未満の方(昭和29年1月2日以後に生まれた方)

収入金額(円)	公的年金等の雑所得の金額(円)
0 ~ 700,000	0
700,001 ~ 1,299,999	収入金額 - 700,000
1,300,000 ~ 4,099,999	収入金額 × 0.75 - 375,000
4,100,000 ~ 7,699,999	収入金額 × 0.85 - 785,000
7,700,000 ~	収入金額 × 0.95 - 1,555,000

■65歳以上の方(昭和29年1月1日以前に生まれた方)

収入金額(円)	公的年金等の雑所得の金額(円)
0 ~ 1,200,000	0
1,200,001 ~ 3,299,999	収入金額 - 1,200,000
3,300,000 ~ 4,099,999	収入金額 × 0.75 - 375,000
4,100,000 ~ 7,699,999	収入金額 × 0.85 - 785,000
7,700,000 ~	収入金額 × 0.95 - 1,555,000

問合せ 課税課 市民税係 電話 551-1610

固定資産税・都市計画税の課税について

固定資産税・都市計画税は、固定資産の評価額を基礎とした課税標準額により算定し、1月1日現在の所有者に対して課税されます。

土地・家屋の平成31年度の評価額は、平成30年度が評価替え年度であったため、原則として平成30年度価格を据え置くこととなります。ただし、平成30年中に新築・増築された家屋については、新たに価格を決定します。

償却資産は事業のために用いる機械・器具・備品などで、固定資産税が課税されます。

税額は課税標準額に税率を乗じて算出します。税率は固定資産税1.4%、都市計画税0.24%です。

- ◎土地の価格は、土地の面積、地目、形状などにより決まります。
- ◎家屋の価格は、家屋の床面積、使用材料及び建築設備等により決まります。
- ◎償却資産の価格は、取得価格、取得年及び耐用年数により決まります。

☆都市計画税は、都市計画事業に使用するための目的税です。

問合せ 課税課 資産税係 電話 551-1614

全国のコンビニで課税(非課税)証明書が取得できます

平成30年2月1日より、マイナンバーカードをお持ちの方は、住民税(市・都民税)の課税(非課税)証明書などの各種証明書が全国のコンビニエンスストアで取得できるようになりました。

●利用方法

マイナンバーカードをお持ちになり、コンビニエンスストア等のマルチコピー機にセットし、タッチパネルを操作して暗証番号(数字4桁)等の入力を行い、証明書の交付を受けます。

ただし、マイナンバーカード申請時に利用者証明用電子証明書の不要欄にチェックを入れている場合は、コンビニ交付を利用できませんのでご注意ください。

※マイナンバーカード交付当日はサービスを利用できません。

※暗証番号は3回連続して入力を間違えるとロックされ利用できませんのでご注意ください。

●利用時間

午前6時30分から午後11時まで

※12月29日~1月3日および点検・保守・修繕等に要する日を除きます。

●利用できる店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、イオンリテ

ル、コミュニティ・ストア、ミニストップ、ポプラ、日本郵便、ウエルシア薬局 など

※マルチコピー機が設置されていない店舗では利用できません。

●手数料

200円

●課税(非課税)証明書発行時の注意点

- 発行可能年度は最新の年度のみです。
- 毎年6月中旬に最新年度に切り替わります。他の年度分が必要な場合は、市役所の窓口で申請してください。
- 取得できるのは、ご本人のもののみです。
- 被扶養者等で、福生市に当該年度の申告がされていない方は取得できません。
- 福生市で課税されている方でも、利用日時時点で福生市に住民登録がない方は取得できません。
- 修正申告などにより、内容の変更があった場合は、変更後の内容が反映されるまで、一定の期間を要します。

問合せ (コンビニ交付について) 総合窓口課 総合窓口係 電話 551-1595 (課税内容について) 課税課 市民税係 電話 551-1610



## 配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて

平成 31 年度（平成 30 年分）の住民税（市・都民税）より、合計所得金額が 1,000 万円を超える方は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用対象外となります。また、配偶者特別控除については、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされ、その控除額が次のとおり改正されました。

### 改正後の配偶者控除・配偶者特別控除の控除額一覧

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の納税義務者の給与収入額)				【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)	
配偶者控除	38万円以下	33万円	22万円	11万円	-	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	-	
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	-	1,030,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	-	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	-	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	-	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	-	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	-	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	-	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	-	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	-	-	-	-	2,015,999円超

### POINT

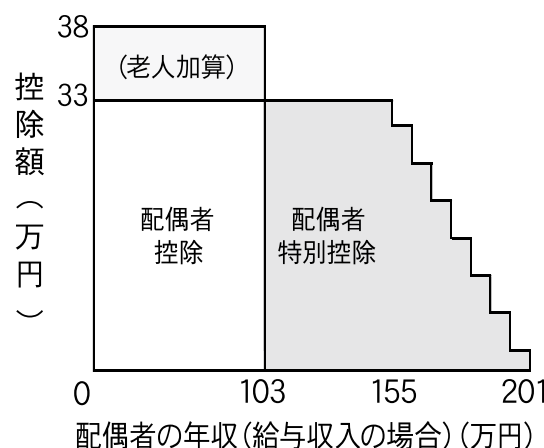
納税義務者の合計所得金額が 900 万円以下の場合

⇒平成 30 年度（平成 29 年分）までは、所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の給与収入の上限は 103 万円でしたが、この改正により、配偶者の給与収入の上限が引き上げられ 155 万円までとなります。

### 《配偶者控除および配偶者特別控除の控除額イメージ》

#### 【改正後】

配偶者控除および配偶者特別控除について納税義務者の所得制限あり  
(図は納税義務者の合計所得金額が 900 万円以下の場合)



問合せ 課税課 市民税係 電話 551-1610

## 上場株式等に係る所得の課税方式の選択について

平成 29 年度税制改正により、上場株式等の配当所得等および譲渡所得等について、平成 29 年 4 月から、所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択ができることが明確化されました。

個人住民税について所得税と異なる課税方式を選択する場合は、住民税（市民税・都民税）納税通知書が送達されるまでに、確定申告とは別に住民税（市民税・都民税）申告書を提出する必要があります。

なお、既に納税通知書が送達されている場合には、当該年度に係る年度分の個人住民税について遡及して課税方式の変更を求めることができません。

対象となる所得は、源泉徴収口座（特定口座）で受ける上場株式等の配当所得等と、源泉徴収口座（特定口座）における上場株式等に係る譲渡所得です（上場株式等の譲渡所得には平成 28 年 1 月 1 日以後の特定公社債等の譲渡所得を含みます）。

※源泉徴収を選択していない特定口座については申告不要制度は適用されません。

申告した上場株式等の配当所得等および譲渡所得等は、個人住民税の非課税判定や国民健康保険税等の算定の基準となる合計所得金額に算入されます。

○上記所得等の申告の有無により、影響が出る可能性のあるもの

個人住民税…非課税判定、扶養控除等の適用、医療費控除や寄付金控除の控除限度額等

その他の行政サービス…国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定、医療費の窓口負担割合等

上記所得等の申告をしなかった場合、配当割・譲渡割による充当額・還付額もなくなります。

### 上場株式等に係る配当所得等の課税方式比較

	申告する (総合課税)	申告する (分離課税)	申告しない (申告不要制度適用)
税率	市民税 6% 都民税 4%	市民税 3% 都民税 2%	市民税 3% 都民税 2%
配当控除の適用	あり	なし	なし
配当割税額控除	あり	あり	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	できない	できる	できない
合計所得金額への参入	される	される	されない

### 上場株式等に係る譲渡所得等の課税方式比較

	申告する (分離課税)	申告しない (申告不要制度適用)
税率	市民税 3% 都民税 2%	市民税 3% 都民税 2%
譲渡割税額控除	あり	なし
上場株式等に係る配当所得等(申告分離課税)との損益通算	できる	できない
一般株式等に係る譲渡所得との損益通算	できない	できない
合計所得金額への算入	される	されない

問合せ 課税課 市民税係 電話 551-1610



# 滞納はさせない 放置しない 逃がさない



役立てます あなたの納税 地域に暮らす みんなのために

## 市税の納期内納税にご協力ください

お納めいただいた市の税金は、福祉や教育、まちづくり、防災など、市民の皆さまが健康で安全、快適に暮らせるためのサービスを行うために欠かせない重要な財源です。税金の滞納が多くなれば、市民サービスの提供に支障をきたすことになり、多くの方々が不便な生活を強いられることとなります。

納税は、自主的に納期内に納めていただくことが基本です。「買いたいものがある」、「ローンの支払いを優先したい」といった理由で納税を後回しにすることや、「少しずつでも税金を払っていれば問題ない」という考えは誤りで、税金はすべての債権に優先して納めなければなりません。

市は、市政に必要な財源を確保し、納期内納税にご協力いただいている多くの方々の公平性を保つため、再三の催告にもかかわらず納付に応じない滞納者には、財産の差押や自家用車等へのタイヤロックなどを徹底して行い、全力で税金の徴収に努めています。

## 納期限を過ぎると延滞金が課されます

税金を納期限までに納めないときは、納期限の翌日から納める日までの日数に応じて年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、年7.3%）の延滞金が加算されます。この延滞金は、当分の間、地方税法の規定により特例基準割合を適用して計算する場合があります。

### ■延滞金シミュレーション

平成31年2月1日納期限の税を納期限までに納めなかった場合、いったいどれくらいの延滞金が加算されるのでしょうか。

（平成31年1月1日現在の利率で計算）

税 額	1か月後	6か月後	1年後	2年後
30,000円	0円	1,100円	2,500円	5,100円
50,000円	0円	1,900円	4,100円	8,600円

この延滞金シミュレーションによれば、1期あたり50,000円の税金を2年間納めなかった場合には、延滞金が8,600円加算され、結果的に58,600円も納めなければならなくなってしまいます。

納期限を過ぎても納付せずに放置すると、思いもよらない高額な延滞金が加算されてしまう場合もありますので、くれぐれも納め忘れのないようご注意ください。

### ■口座振替をご利用ください

納税手段を口座振替にしておけば、決まった納期に決まった金額が自動的に引き落とされますので、うっかり納め忘れる心配がありません。手続きは、所定の申込書に必要事項を記載して郵便ポストに投函するだけです。申込書が必要な方は、収納課へご連絡ください。また、金融機関窓口でも手続き可能ですので、どうぞご利用ください。

※一部取扱いのない金融機関がありますので、収納課または金融機関にお問い合わせください。

## 滞納者には財産の差押を行います

納期限を過ぎ、督促状や催告状を送っても納付がない場合、その人の財産を調査したうえで差押を行います。預貯金や給与、車両、貴金属、不動産などさまざまな財産が差押の対象となります。

バイクや車両の差押には「タイヤロック」を使用し、物理的に移動できないようにします。また、裁判所の令状を必要としないで強制的に自宅や事務所に入り込んで財産を調査する「搜索」も行います。

こうして差し押えた財産は、最終的に取立てや公売により現金化し、滞納となっている市税等に充てることになります。

この一連の手続きを「滞納処分」といい、法律に基づいて行うもので、本人の同意や事前通告を必要としません。

福生市は徹底した財産調査(23,654件)のもと、平成29年度には9件のタイヤロックと、17件の搜索を実施しました。



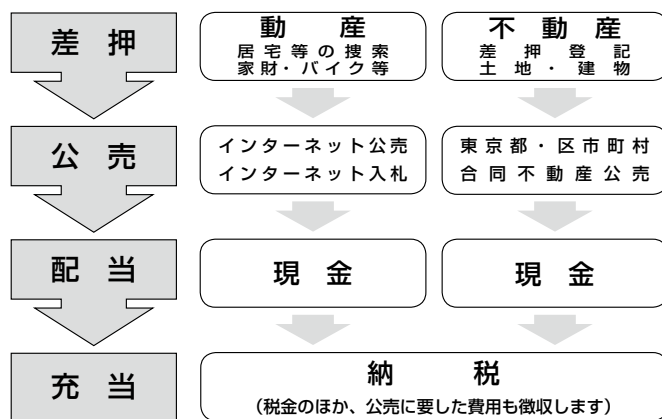
▲ バイクのタイヤロック



▲ 搜索の様子

## 金銭・債権以外の財産は公売して現金化し、税に充当します

公売とは、滞納者から差し押えた不動産などの財産を現金にするために、法律に基づき一般に公開で売買するものです。福生市では、自動車や液晶テレビなどの動産はインターネット公売で、土地や建物などの不動産は東京都と区市町村で行う合同不動産公売を通じて売却しています。



### ■インターネット公売

福生市では、年に5回程度のインターネット公売を実施しています。平成30年度はすでに複数回の公売を実施し、オートバイやテレビなどを出品しました。いずれも予想を上回る金額で落札されました。

また、福生市では東京都や西多摩地区の自治体と連携し、インターネット公売の合同下見会に参加しています。



▲ 福生市での下見会の様子

## 納税相談はお早めをお願いします

税金は、決まった納期に決まった金額を一括で納めることが基本ですが、病気や事故、災害や経済的な理由などで、納めたいけれど本当にお金がなく納められないという方もいらっしゃいます。納期内に納めることが困難な場合には、放っておかず、納税計画についてお早めに収納課にご相談ください。※相談に際しては、事前に連絡のうえ、収入・支出状況のわかる資料をお持ちください。

〈例〉①すべての預貯金通帳 ②給料明細など収入の分かるもの ③光熱水費や家賃等の生活費等の支払票 ④住宅ローン返済票 ⑤不動産賃貸契約書 ⑥借入金明細書と返済払込票 ⑦その他、収入及び支出がわかる資料



## 納めやすい環境を整備します

■コンビニエンスストア、ドラッグストアや病院内売店でも納められます  
福生市の市税等は、金融機関以外にもコンビニエンスストアや「MMK設置店」と書かれたのぼりや看板が設置してあるドラッグストアや病院内売店等でも納付できます。納付書の裏面に記載された店舗等で日本全国、夜間、休日問わず納められますので、どうぞご利用ください。

### 〈納付できる市税等〉

市・都民税（特別徴収、法人市民税は除く）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料  
※額面30万円以下で、納期限内のものに限ります。

### 〈取扱店舗〉

くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK（マルチ・メディア・キオスク）設置店（〔市内設置店例〕公立福生病院売店、ドラッグセイムス、ウエルシア、駅コンビニNEW DAYS等）